

3 ひとり親(母子・父子)家庭(所得制限あり) ◆ピンク色の受給者証

- ・ひとり親家庭の18歳未満(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の子とその親
- ・ひとり親家庭の20歳未満(20歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の障がい児とその親
- ・ひとり親家庭の20歳未満(同上)の高校在学者(定時制高校含む)とその親
- ・父母のいない子(※年齢等の要件あり)
- ・父母のいない子(※年齢等の要件あり)を養育している配偶者のない方または婚姻(事実婚を含む)をしたことのない方
- ・配偶者が重度心身障害者等マル福を受給している方とその子(※年齢等の要件あり)



<ピンク色の受給者証>

4 重度心身障害者等(所得制限あり) ◆ピンク色の受給者証

下線部分が令和6年4月から新たに対象となりました。

- ・身体障害者手帳1級または2級
- ・身体障害者手帳3級の内部障害(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルス、肝臓機能障害)
- ・身体障害者手帳3級かつIQ50以下(療育手帳B)
- ・療育手帳A(最重度)またはA(重度)
- ・特別児童扶養手当1級支給対象児童
- ・障害年金1級受給者
- ・精神障害者保健福祉手帳1級
- ・身体障害者手帳4級かつIQ50以下(療育手帳B)
- ・身体障害者手帳3級または4級かつ精神障害者保健福祉手帳2級
- ・精神障害者保健福祉手帳2級かつIQ50以下(療育手帳B)



<ピンク色の受給者証>

自己負担について

●茨城県内の医療機関等で受診する場合

マル福受給者証を窓口**に必ず提示してください。**

外来：医療機関ごとに1日600円 月2回(1,200円)までの自己負担

入院：医療機関ごとに1日300円 月3,000円までの自己負担

薬局：自己負担なし

※重度心身障害者等の方は、自己負担はありません。

※マル福受給者証の提示忘れにご注意ください。

●茨城県外の医療機関等で受診する場合

マル福受給者証は**使用できません。**

1. 窓口で全額支払をします。

2. 領収書を月ごとにまとめて市民課保険年金グループへ提出してください。

※領収書の提出は、受診日から2・3か月を目安にお願いします。

※同じ医療機関等で同じ月に受診された領収書は、全て提出してください。

3. 自己負担分を差し引いて、後日振込でお支払いします。

申請時に必要なもの

申請するマル福の種類によって提出書類が異なります。詳細は市ホームページまたは担当課までお問合せください。

【お問合せ】 市民課 保険年金グループ ☎63-1111 内線122

医療福祉費支給制度(マル福) 受給するには申請が必要です



医療福祉費支給制度(通称マル福)とは

健康保険証を使って医療機関等にかかれた際の、医療費の一部を助成する制度です。
マル福を受給するには、**申請が必要**になります。
(対象外) 保険外のもの

定期健診、予防接種、差額ベッド代、入院時の食事代、おむつ代、文書料など

対象となる方

潮来市に住所があり、各種の健康保険に加入している方のうち、次の①～④のいずれかに該当する方です。受給をするには、申請が必要になります。※③ひとり親家庭及び④重度心身障害者等には所得制限があります。

① 小児(所得制限なし) 0歳から18歳まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)

年齢区分	県 所得制限内	県 所得制限超
0歳～小学6年生	ピンク色の受給者証(外来・入院)	ラベンダー色の受給者証(外来・入院)
中学1年生～18歳	ピンク色の受給者証(入院のみ) ラベンダー色の受給者証(外来のみ)	



<ピンク色の受給者証>



<ラベンダー色の受給者証>

※表中のラベンダー色部分は、潮来市独自の「すこやかマル福」制度に該当する部分です。市では、県の所得制限を超えた方に対しても、市独自で所得制限を撤廃し、医療費の助成を行っております。

② 妊産婦(所得制限なし)

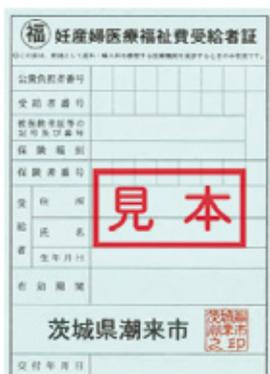
・母子手帳の交付を受けた妊産婦

(母子手帳交付の月の初日から出産日(流産・死産を含む)の翌月末日まで)

※原則、産婦人科受診用となります。

※「妊娠の継続と安全な出産のために治療が必要」と産婦人科医が判断し、紹介状等がある場合は、産婦人科以外の治療も助成対象となります。

県 所得制限内	県 所得制限超
水色の受給者証	ラベンダー色の受給者証



<水色の受給者証>



<ラベンダー色の受給者証>



※表中のラベンダー色部分は、潮来市独自の「すこやかマル福」制度に該当する部分です。市では、県の所得制限を超えた方に対しても、市独自で所得制限を撤廃し、医療費の助成を行っております。